ちば救急医療ネットシステム応需情報等登録要領

（目的）

第１条 この要領は、ちば救急医療ネットシステム（以下「情報システム」という。）において、救急患者の受入の可否、手術の可否、空床状況等の受入等に関する情報等（以下「応需情報等」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（情報登録医療機関）

第２条 情報システムにおいて、応需情報等の登録に参加を希望する医療機関（以下「応需情報等登録機関」という。）は、別記様式１「応需情報等登録協力申出書」を県に提出しなければならない。

２ 前項の申出の内容に変更があったときは、別記様式２「応需情報等登録協力変更申出書」を県に提出しなければならない。

３ 応需情報等の登録を休止しようとするときは、別記様式３「応需情報等登録協力休止申出書」を県に提出しなければならない。

（応需情報の登録業務）

第３条 応需情報等登録機関は、次の事項を遵守すること。

(1) 応需情報は、応需体制等に変動が生じたときは、その都度、情報の更新を行うよう努めること。

(2) 応需情報の情報提供に関し、情報更新が遺漏なく行われるよう配慮するとともに、登録情報についての責任体制を明確にしておくこと。

２ 応需情報等登録機関は、入力装置の故障等により応需情報の登録ができないときは、県に対し代行入力を依頼することができる。

（応需情報等登録機能の抹消）

第４条 県は、長期間にわたり更新が行われていない応需情報があるときは、当該　　応需情報等登録機関の情報システムにおける応需情報入力機能を抹消することができる。

附則１ 医療機関端末機設置基準（昭和５８年７月１５日制定）は、廃止する。

２ この規程は、平成１７年１１月１日から施行する。

　　３ この規程は、平成２４年３月１日から施行する。

　　４ この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

別記様式１

応需情報等登録協力申出書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　様

所在地

医療機関名

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

ちば救急医療ネットシステムの応需情報等の登録について、別添「ちば救急医療ネットシステム基礎情報調査票」のとおり協力します。

別記様式２

応需情報等登録協力申出事項変更申出書

年　　月　　日

千葉県知事 　　　　　　様

所在地

医療機関名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

ちば救急医療ネットシステムの応需情報等の登録について別添「ちば救急医療ネットシステム基礎情報調査票」のとおり変更します。

別記様式３

応需情報等登録協力休止申出書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　様

所在地

医療機関名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

ちば救急医療ネットシステムの応需情報登録等の登録を下記のとおり休止します。

記

１ 休止理由

２ 休止年月日